

令和元年 12 月 24 日

岡山県介護保険関連団体協議会 会員 各位

岡山県介護保険関連団体協議会
会長 松山 正春
(公印省略)

「平成 30 年 7 月豪雨により被災した介護保険の被保険者の利用負担金の免除措置について」
(周知依頼)

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて標記について、岡山県保健福祉部長寿社会課より令和元年 12 月 23 日付文書にて当協議会宛に周知依頼がありました。

詳細は以下の添付書類をご確認の上、お取り計らいいただきますようよろしくお願いいたします。

<添付資料>

- ・18) 周知依頼「平成 30 年 7 月豪雨により被災した介護保険の被保険者の利用負担金の免除措置について」(本書)
- ・18) 【事務連絡】「平成 30 年 7 月豪雨により被災した介護保険の被保険者の利用負担金の免除措置について」(岡山県)

<岡山県介護保険関連団体協議会 事務局>

〒703-8258

岡山市中区西川原 251-1 おかやま西川原プラザ別館

(NPO法人 岡山県介護支援専門員協会 内)

TEL 086-953-4953 FAX 086-953-4954

メール okakea@npo-ocma.org

事務連絡
令和元年12月23日

岡山県介護保険関連団体協議会 御中

岡山県保健福祉部長寿社会課長

平成30年7月豪雨により被災した介護保険の被保険者の利用負担金の免除措置について

本県の保健福祉行政につきましては、平素より御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

平成30年7月豪雨により被災した介護保険の被保険者の利用負担金の免除措置における各保険者の令和2年1月以降の対応状況について取りまとめましたので、取り急ぎお知らせします。

つきましては、貴協議会加盟団体への周知についてよろしくお願いいたします。

記

○令和2年6月末まで免除措置を継続

・倉敷市及び総社市

○令和2年3月末まで免除措置を継続

・新見市

○12月末をもって免除措置を終了

・笠岡市、井原市、高梁市、浅口市、矢掛町及び吉備中央町

※令和2年1月以降の利用負担金免除の取扱いについては、各保険者で発行する、新たな有効期間が記載された免除証明書により、ご判断いただきますようお願いいたします。

※上記以外の市町村については、既に免除措置を終了しているか、又は免除を行っていない市町村となります。